

申告期間 2月17日(月)～3月16日(月)

市県民税の申告はお早めに!!

問い合わせ 課税課市民税係 ☎内線3012、白沢支所生活係 ☎内線32、利根支所生活係 ☎内線30

- ③ 公的年金などの受給者は、源泉徴収票
 - 配偶者や扶養、事業専従者などの控除を受ける人は、控除対象者のマイナンバーが分かるもの
 - 医療費や社会保険料、生命保険料、地震保険料などの控除を受ける人は、領収書などの支払いを証明できる書類
 - ※ 申告書が配布されていない人のうち、申告が必要と思われる人は、課税課市民税係にお問い合わせください
- マイナンバーの確認**
- 社会保障・税番号制度の開始に伴い、申告書などに個人番号(マイナンバー)の記載が必要となりました。
- マイナンバーの提供を受ける際は、番号法により本人確認が義務付けられているため、申告書などの受付時に番号確認申告書などに記載された番号が正しいことの確認と、身元確認申告書などの提出者が番号の正しい持ち主であることの確認を行います。
- ※ 確定申告の場合には、それぞれの確認書類の写しが必要となります

申告相談日程表

★本年度から申告相談会場が3カ所(テラス沼田、白沢支所、利根支所)になりましたのでご注意ください

●テラス沼田(4階)防災会議室402・403

受付時間：午前9時～午後4時

日程		該当地区
2月	17日(月)	川田地区
	18日(火)	
	19日(水)	
	20日(木)	池田地区
	21日(金)	
	25日(火)	利南地区
	26日(水)	
3月	27日(木)	薄根地区
	28日(金)	
	2日(月)	東倉内町・西倉内町・柳町
	3日(火)	高橋場町
	4日(水)	材木町・桜町・上原町
	5日(木)	東原新町・西原新町
	6日(金)	上之町・馬喰町・中町 坊新田町・下之町・鍛冶町
	9日(月)～16日(月)	全地区未済者
	※土・日曜日を除く	※この期間は大変混雑することが予想されます

※番号札は朝8時から申告会場前「市民ロビー」で配布
※車でお越しの場合、下之町(立体・平面)駐車場をご利用ください。料金は申告期間に限り無料。必ず申告相談会場で駐車券の無料手続きをしてください

●利根支所(2階)大集会室

受付時間：午前9時～午後4時

日程		該当地区
2月	17日(月)	小松・柿平・青木・砂川(八軒家を除く) 穴原(島古井を除く)・日向南郷 日影南郷・根利
	18日(火)	輪組・多那・石戸新田・二本松・砂川(八軒家)
	19日(水)	大原・穴原(島古井)・老神・園原
	20日(木)	千鳥・平川
	21日(金)	大楊・高戸谷
	25日(火)	追貝
	26日(水)	全地区未済者
		※大変混雑することが予想されます

●白沢支所(2階)保健指導室・営農指導相談室

受付時間：午前9時～午後4時

日程		該当地区
2月	27日(木)	高平1班～14班
	28日(金)	高平15班～23班・生枝
3月	2日(月)	岩室・尾合
	3日(火)	平出・下古語父
	4日(水)	上古語父1班～15班
	5日(木)	上古語父16班～37班
	6日(金)	全地区未済者
		※大変混雑することが予想されます

◆◆◆お願い◆◆◆

- 申告期間の終了間際は大変混雑することが予想されますので、早めに申告してください
- 申告書は本人が記入して提出してください
- 本年度から確定申告の場合に源泉徴収票の添付が不要となりましたが、市役所での申告相談では源泉徴収票や控除証明書の確認が必要となりますので、忘れずにお持ちください
- 申告期間中(2月17日～3月16日)は、職員が申告相談会場に出ているため、課税課窓口での申告相談は実施しません。申告書の受け取り(申告書提出箱への投函)のみとなりますので、申告相談を希望する場合は、申告相談会場へお越しください
- 申告相談される人は、事前に収入金額や経費などを集計し、なるべく記入しておいてください
- 医療費控除の申告がある人は、申告時間短縮のため、領収書を病院、医療を受けた人ごとに分けて集計しておいてください
- 確定申告に関するお問い合わせや書類の郵送請求は、沼田税務署(☎2131)へしてください

申告が必要な人

- ① 今年1月1日現在、本市に住所があり、令和元年中の収入状況が、次のいずれかに該当する人です。
- ② 給与収入があった人で、勤務先から市へ給与支払報告書が提出されていない人
- ③ 給与・公的年金以外の収入があったが、確定申告の必要がない人
- ④ 公的年金の収入金額の合計が400万円以下であり、かつ他の所得金額が20万円以下で確定申告をしていない人
- ⑤ 収入がなく、親族の税法上の被扶養者になっていない人

令和2年度市県民税の申告受け付けが始まります。この申告は、平成31年1月1日から令和元年12月31日までに得た収入を申告するもので、来年度の市県民税や国民健康保険税、介護保険料、児童手当などの基礎資料になります。申告をしないと各種証明の発行や手当などが受けられなくなることがありますので、申告が必要な人は必ず3月16日(月)までに申告書を提出してください。

申告が不要な人

- ① 令和元年年分所得税確定申告書を税務署へ提出した人
 - ② 給与収入のみで、年末調整済の給与支払報告書が勤務先から市に提出されている人
 - ③ 公的年金のみの収入で、控除の申告をしなくても非課税となる人
- ※ 申告書裏面の所定欄にその旨を記入してください
- ⑥ 確定申告の必要はないが、控除を追加することで市県民税が減額になる人

申告書の提出方法

- 申告書を自分で作成する人
申告書に次のものを添付の上、郵送または申告会場に設置の提出箱へ提出してください。
なお、申告書の内容に不明な点などがある場合は、後日内容の確認をさせていただく場合がありますので、必ず連絡先を記入してください。
- 申告者本人のマイナンバーカードの表・裏面の写し、または通知カードの写し
※ 通知カードの写しの場合は、運転免許証などの身元確認書類の写しも添付してください
- 医療費や社会保険料、生命保険料、地震保険料などの控除を受ける人は、領収書などの支払いを証明できる書類
- 申告相談会場で面談をして申告書を提出する人

沼田税務署

確定申告相談会場のご案内

開設期間 2月17日(月)～3月16日(月)

※土・日曜日、祝日を除く

相談受け付け 午前8時30分～午後4時(午前9時相談開始。提出は午後5時まで)

※午後2時ごろまでに受け付けをお済ませください。
相談が午後5時を過ぎる場合には、再度お越しいただく場合があります

会場 沼田税務署2階会議室

その他 e-Tax用のID・パスワードをお持ちの人は、国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」で申告書を作成し、e-Taxで自宅から簡単に申告できます(スマホ・タブレットにも対応)

問い合わせ 沼田税務署 ☎2131へ

- 申告書
申告者本人のマイナンバーカード、または通知カード
- 通知カードの場合は、運転免許証などの身元確認書類も持参してください
- 印鑑(認印)
- 昨年中の収入が分かるもの①②③
- ① 給与収入があった人は、源泉徴収票や給与明細、事業主の支払証明など
- ② 営業・農業・不動産の収入があった人は、収支明細書や帳簿類、領収書など